

第2回 ケアリーバーの支援のあり方検討委員会

参考資料

1-1. 児童養護施設退所者に係る実態調査(平成26年度)

- ① 「社会で生きていく力」「自立する力」を育む支援について具体的にどのようなことが求められているのか、どのような支援が必要なのかを知り、今後の支援のあり方、施設の生活を検討するため調査を実施。

実施方法

- 委託先:一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会に委託
- 委託額:700千円
- 委託期間:平成26年6月1日～平成27年3月31日

実施体制

- 退所児童実態調査実行委員会(責任者 泉心学園施設長)の設置
- 甲南大学森茂樹教授、兵庫県立大学井上靖子准教授が調査分析、助言

調査の概要

調査対象者	兵庫県所管の児童養護施設を平成20年度から平成24年度の5年間に退所した義務教育終了後の児童
調査の方法	(1)アンケート調査(7～8月) 各施設が住所を把握している対象者に、調査の目的を理解してもらい、調査への協力を得た上で、アンケート用紙を送付し、返送してもらう。 (2)インタビュー調査(10月～12月) 返送されたアンケートの中から本人の了解が得られた者に、出身施設職員が訪問等を行い、インタビュー調査を実施する。
実施期間	平成26年6月から平成27年2月まで
対象者数等	対象者 279名 発送者 166名 回答者 84名(回答者/発送者50.6%、回答者/対象者30.1%) インタビュー 15名

調査項目

- (1)アンケート調査
- I 基本事項
 - II 現在の生活について
 - III 施設で生活していた時のことについて
 - IV 施設を退所した前後について
 - V 退所後の進路について
 - VI 施設との交流などについて
 - VII 自由記述
- (2)インタビュー調査
- 1 基本事項
 - 2 入所前に感じていたこと
 - 3 入所してから感じたこと
 - 4 退所後～現在(節目ごとに感じたこと、困難を感じたときの対応)
 - 5 現在(困っていること、入所中の生活を振り返って)
 - 6 その他(どんな支援があると良かったか)

調査結果の総括と課題

- ①アドミッションケア(入所前後のケア)の重要性
- ②子どもの意見に耳を傾ける職員でありたい
- ③入所中に信頼関係を構築できてこそ、退所の支援に繋がる
- ④労働に対する意識が低い
- ⑤自分の将来に展望が持てるような支援が必要
- ⑥生い立ちの整理(ライフストーリーワーク)は不可欠である
- ⑦リービングケアの必要性
- ⑧施設は実家機能を発揮すべき
- ⑨退所者の生の声の活用
- ⑩継続的な自立支援、相談支援を行うため、自立支援担当職員の配置が必要

1-2.インタビュー調査項目

① 退所児童**15名**に対して出身施設職員が直接訪問等を行い、インタビュー調査を実施した。

	16歳	17歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	計
男	1名	1名		2名	1名		1名	6名
女			1名	1名	3名	4名		9名

基本事項

- ①年齢
- ②性別
- ③退所年月日
- ④在所期間
- ⑤最終学歴
- ⑥現在の居住地

入所前

- ①入所前に感じていたこと
 - ・家庭や家族について
 - ・施設入所にあたって不安だったこと など

入所中

- ①入所してから感じたこと
 - ・施設内での生活やルールについて
 - ・学習、施設外での生活について
 - ・印象に残る出来事

②退所するにあたって、どのような不安・困難を感じていましたか。

退所後～現在

- ①これまでに経験した節目ごとにどのようなことを感じましたか。
(退所した後に感じたこと、考えたこと、困ったことなど)
(例)生活全般(一人暮らし)、進学、就職(人間関係や仕事内容など)
転職、引っ越し、恋愛、結婚、育児など
- ②上記のような節目で困難を感じた時に、どのように対応しましたか。
 - ・どのような困難を感じたことがありましたか。
 - ・困難に対応するために誰のどのようなケアを求めましたか。
(誰に相談したか、どのような支援を得たか、など)
- ③退所後に、施設職員とどのような関わりをしてきましたか。

現在

- ①現在、困っていることはありますか。
- ②今振り返って、入所中の生活をどのように受け止めていますか。
- ③上記の受け止め方は、入所中の受け止め方から変化しましたか。
(どう変わったか、そのきっかけなど)

その他

(例)どんな支援があると良かったですか。

1-3. 調査結果の総括と課題

① 調査結果から**気づかされたこと**や**今後の自立支援の課題**の総括と課題は以下のとおり。

1. アドミッションケア(入所前後のケア)の重要性	こども家庭センター、一時保護所、施設が連携し、子どもの不安を少しでも和らげる体制を構築する必要。
2. 子どもの 意見に耳を傾ける 施設職員でありたい	子どもは、社会に出てから、施設生活の日課やルールの必要性を理解するが、職員は、それらを子どもに押し付けていないか、子どもの声に耳を傾ける施設が必要で、そのうえで、ルール等を見直すなり、納得させることが大切である。
3. 入所中に信頼関係 を構築できてこそ、退所後の支援に繋がる	アフターケアがスムーズにいくかどうかは入所中の子どもと職員との関係が大きく影響する。職員に相談したいと思える関係を入所中から築いておくことが大切。
4. 労働に対する意識 が低い	特別支援学校高等部卒業者は生活支援員の見守り等により離職率が低い。社会資源を活用したサポート体制の強化。
5. 自分の 将来に展望 が持てるような支援が必要	幼児期より様々な体験をさせ、自分の将来に展望を持てるような支援が急務。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っているような支援も重要。
6. 生い立ちの整理(ライフストーリーワーク)は不可欠である	「自分の親や家族のことを知ること」や「過去の人間関係を知ること」は、これからの人生を生き抜いていくためには必要なことであり、「子どもの権利の保障」として、入所中に取り組むべき重要なことである。
7. リービングケア の必要性	退所までの生活技術の獲得。自らSOSを発信する力。施設以外の社会資源の相談窓口情報の確保。
8. 施設は 実家機能 を発揮すべき	OB会があれば参加したいとの回答が5割近く。協議会事業への退所者の参加、スポーツ行事へのOB・OGの参加。
9. 通所者の 生の声 の活用	生の声を「ハンドブック」として作成し、活用。子どもたちへの研修も、協議会としての取り組みに発展させていく。レシピ・ブックを全施設で共有し活用。
10. 継続的な自立支援、相談支援を行うため、 自立支援担当職員 の配置が必要	困った時、分からない時、迷った時などの相談相手として対応できる職員の配置や経費の面での保障がなされていない。「頼りにしている施設職員」が素早く対でき、具体的な支援ができる体制の早急な整備が必要である。

2-1. 自立支援の充実①

① 自立生活能力を高める養育について

安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要

平成24(2012)年度	a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給(55,000円→26年度～:56,570円)、 b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善(216,510円→24年度:268,510円→26年度～:276,190円)
平成27(2015)年度	a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援(小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等)を充実 b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加
平成29(2017)年度	自立援助ホーム入居者について、大学進学等自立生活支度費の支弁対象に追加

③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

○生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用

○児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
<平成23(2011)年12月>措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知

【児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数】

H23:182人、H24:263人、H25:231人、H26:293人、H27:275人、H28:278人、H29:292人、H30:324人、R元:333人、R2:356人、R3:357人、R4:384人

○自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進(H22:73か所→R3:228か所)

○平成28(2016)年の児童福祉法改正において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある**大学等就学中の者を対象に追加**

2-2. 自立支援の充実②

④ アフターケアの推進

- 平成16(2004)年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、**退所者への相談支援を規定**
- 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27(2015)年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
 - 平成29(2017)年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に退所児童等アフターケア事業を編入し、相談・支援体制を拡充
- 身元保証人確保対策事業**の活用
 - 平成24(2012)年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供
 - 平成29(2017)年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に身元保証人確保対策事業を編入し、保証対象に大学等進学時の身元保証を加えるとともに、申込期間を2年に延長した。
- 児童養護施設退所者等に対する**自立支援資金貸付事業**の活用
 - 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間の就業継続により返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付並びに児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、2年間の就業継続により返還免除となる就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行うこととした。
- 社会的養護自立支援事業**の活用
 - 大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や、里親に委託されている子ども、児童養護施設等に入所している子どもについても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、**平成29(2017)年度予算**で社会的養護自立支援事業を**創設**。
- 自立支援担当職員**の配置
 - 令和2(2020)年度から、児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員(**自立支援担当職員**)を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。
- 令和4(2022)年の児童福祉法改正で、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化と社会的養護自立支援拠点事業を規定
 - 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和することとした。
 - 措置解除者等や自立支援を必要とする者を対象に、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行うこととした。

2-3. 児童養護施設運営指針

児童福祉法制定50周年にあたる1997(平成9)年に児童養護施設の新たな役割として、退所児童の自立支援が明記された。

四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童(略)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて**退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的**とする施設とする。

退所した者への支援

児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、**その施設を退所した者は支援の対象となる**。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したものではなく、自立のための援助を適切に行うためにも、**退所した者の生活状況について把握しておく必要がある**。

継続性とアフターケア

①措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
- ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ・里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
- ・18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。

②家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。

- ・退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
- ・退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
- ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。

③できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援する。

- ・子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や、18歳から20歳までの措置延長を利用して自立支援を行う。

④子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う。

- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。
- ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
- ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
- ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

2-4. 里親及びファミリーホーム養育指針

自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係をつくりながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根づき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

3-1. 兵庫県社会的養育推進計画の概要

- ① 平成27年3月に「兵庫県家庭的養護推進計画」を策定し、計画に基づき要保護児童対策を推進してきた。
- ② 平成28年の改正児童福祉法等を受けて、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育されるよう、計画を全面的に見直すこととし、**令和2年3月に「兵庫県社会的養育推進計画」を策定した。**

計画期間 令和2年度から**令和11年度までの10か年**(前期:令和2～6年度 後期:令和7～11年度)

主な内容

- 1 兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- 3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組
- 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 8 一時保護改革に向けた取組
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組**

現状

- 社会的養護自立支援事業の実施(支援コーディネーターの配置、居住支援、生活支援等)
- 身元保証人確保対策事業の実施、児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付
- 企業でのインターンシップや大学等進学時の入学一時金の助成

今後の取組

- 自立に向けた情報をワンストップサービスで発信・相談できる仕組みの検討
- 施設退所後の実態把握及び自立後の相談支援・交流の仕組みづくりの検討
- 退所後のアフターケアを担う職員(自立支援担当職員)の施設への配置

- 10 児童相談所の強化等に向けた取組

3-2-1.兵庫県内の社会的養護施設等

- ① 保護者のない児童、被虐待児など**家庭環境上養護を必要**とする児童(要保護児童)などに対し、**公的な責任**として、**社会的に養護を行う施設**で、児童養護施設を含め下表のような施設がある(児童福祉法)。

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	自立援助ホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	母子生活支援施設	
対象児童	保護者のいない乳児、虐待されている乳児等	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した者等	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境の理由により生活指導等を要する児童	環境上の理由により社会生活の適応が困難となった児童	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	
県内施設数	県	5施設	26施設	478世帯	14施設	5施設	1施設	1施設	5施設
	神戸市	3施設	13施設	173世帯	6施設	1施設	1施設	1施設	7施設
	明石市	1施設	1施設	52世帯	1施設	2施設	—	—	—
	計	9施設	40施設	703世帯	21施設	8施設	2施設	2施設	12施設

里親以外:令和5年4月1日時点
里親:令和4年3月31日時点

3-2-2.兵庫県内の社会的養護施設等一覧①

児童養護施設(施設数 40(公立1、民間立39) 定員 1,407名)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置 年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
神戸	尼崎市尼崎学園	尼崎市	45	昭25.4.1	651-1502	神戸市北区道場町塩田3083	(078)985-2133 (078)985-1336
阪神南	子供の家	社会福祉法人神戸婦人同協会	30	昭23.7.1	661-0974	尼崎市若王寺3丁目16-3	(06)6491-8953 (06)6498-3444
	三光塾	社会福祉法人三光事業団	35	昭27.5.20	663-8125	西宮市小松西町2丁目6-30	(0798)41-4421 (0798)40-2879
	善照学園	社会福祉法人善照学園	65	昭34.11.1	651-1423	西宮市山口町船坂2128-1	(078)904-3773 (078)903-2171
	善照虹のかけ橋	社会福祉法人善照学園	6	平25.4.1	651-1424	西宮市山口町香花園8-64	(078)219-7247 (078)219-7247
	善照夢のかけ橋	社会福祉法人善照学園	6	平27.1.1	651-1423	西宮市山口町船坂721-6	(078)277-2672 (078)277-2672
阪神北	御殿山ひかりの家	社会福祉法人三光事業団	6	平14.11.1	665-0841	宝塚市御殿山2-1-67	(0797)85-4452 (0797)85-4453
	いながわ子供の家	社会福祉法人神戸婦人同協会	35	平26.4.1	666-0243	川辺郡猪名川町柏栗田字イハノ谷10-9	(072)744-1880 (072)744-1980
東播磨	播磨同仁学院	社会福祉法人播磨同仁学院	55	昭28.8.26	675-0112	加古川市平岡町山之上518	(079)424-3278 (079)424-0612
	立正学園	社会福祉法人立正学園	45	昭31.10.18	675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-0132 (079)438-8553
	アメニティホームルビナス高砂	社会福祉法人あむむ	30	令元.6.1	676-0827	高砂市阿弥陀町阿弥陀1163-1	(079)449-2112 (079)449-2123
北播磨	さつき子どもホーム	社会福祉法人立正学園	6	平24.4.1	673-0441	三木市別所町朝日ヶ丘35-2	(079)482-5015 (079)482-5015
中播磨	アメニティホーム広畑	社会福祉法人あむむ	42	昭24.11.1	671-1102	姫路市広畑区蒲田370-1	(079)236-1630 (079)237-8301
	児童ホーム東光園	社会福祉法人心地	40	昭26.12.5	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5028 (079)222-5027
	バルコミュニティハウス信和学園	社会福祉法人信和学園	45	昭30.8.24	670-0883	姫路市城北新町1丁目7-31	(079)222-6308 (079)222-6320
	二葉園	社会福祉法人夢前福祉会	60	昭26.2.1	671-2134	姫路市夢前町菅生調673-1	(079)335-0012 (079)335-0674
	泉心学園	社会福祉法人泉心学園	32	昭24.11.1	678-1203	赤穂郡上郡町尾長谷536	(0791)52-0168 (0791)52-5565
但馬	アメニティホーム光都	社会福祉法人あむむ	35	平19.8.1	679-5165	たつの市新宮町光都1-6-1	(0791)58-1101 (0791)58-1108
	さくら子ども学園	社会福祉法人桜谷福祉会	42	平22.4.1	678-0255	赤穂市新田1444	(0791)46-0332 (0791)43-0858
丹波	若草寮	社会福祉法人南但愛育会	30	昭31.1.10	669-5112	朝来市山東町大内547-1	(079)676-2123 (079)676-2898
淡路	睦の家	社会福祉法人南但愛育会	30	平25.4.1	669-3826	丹波市青垣町文室204-2	(0795)87-5815 (0795)87-5818
	淡路学園	社会福祉法人育世会	40	昭28.9.9	656-0122	南あわじ市広田広田637	(0799)45-0412 (0799)45-2015
	すみれホーム	社会福祉法人育世会	5	令5.4.1	656-0131	南あわじ市広田中筋399-11	(0799)45-0412 (0799)45-2015
	聖智学園	社会福祉法人権の木会	30	昭30.8.24	656-2131	淡路市志筑1542-1	(0799)62-4491 (0799)62-4565
	グループホームまほろば	社会福祉法人権の木会	6	平25.1.1	656-2131	淡路市志筑3042-1	(0799)64-7535 (0799)62-7535
	グループホームあすなろ	社会福祉法人権の木会	6	平27.1.1	656-2131	淡路市志筑1115-3	(0799)64-7351 (0799)62-4565

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置 年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
神戸市所管	信愛学園	社会福祉法人信愛学園	45	昭23.2.28	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	神愛子供ホーム	社会福祉法人神愛子供ホーム	30	昭25.7.18	658-0063	神戸市東灘区住吉山手4丁目7-35	(078)811-8698 (078)811-8697
	双葉学園	社会福祉法人神戸協和会	35	昭23.1.1	657-0011	神戸市灘区鶴甲1丁目5-1	(078)841-2792 (078)851-6762
	同朋学園	社会福祉法人同朋福祉会	44	昭25.6.5	657-0068	神戸市灘区篠原北町4丁目8-1	(078)801-6301 (078)801-0566
	愛神愛隣舎	社会福祉法人愛神愛隣舎	40	昭23.7.1	657-0834	神戸市灘区泉通4丁目4-5	(078)861-2462 (078)861-9588
	神戸真生塾	社会福祉法人神戸真生塾	65	昭23.2.28	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	夢野こどもホーム	社会福祉法人神戸光有会	40	昭23.7.1	652-0063	神戸市兵庫区夢野町4丁目3-13	(078)511-3445 (078)511-5156
	愛信学園	社会福祉法人共生会	51	昭36.5.1	652-0016	神戸市兵庫区馬場町7-14	(078)341-8934 (078)341-8936
	神戸実業学院	社会福祉法人基督教日本救霊隊神戸実業学院	40	昭23.7.1	652-0002	神戸市兵庫区平野町天王谷奥東服山270	(078)521-5478 (078)521-0255
	天王谷学園	社会福祉法人天王谷学園	45	昭23.7.1	651-1621	神戸市北区淡河町神影115	(078)958-0302 (078)958-0346
	グイン・ホーム	社会福祉法人白百合学園	30	昭42.9.30	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)593-6667 (078)593-0023
	長田こどもホーム	社会福祉法人明星寮	35	昭24.8.2	653-0803	神戸市長田区前原町1丁目21-18	(078)691-7210 (078)691-6033
	神戸市所管	神戸少年の町	社会福祉法人神戸少年の町	70	昭23.7.1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720
明石市所管	カーサ汐彩	社会福祉法人立正学園	30	平29.4.1	673-0046	明石市藤が丘2丁目36-1	(078)939-2696 (078)939-2690

乳児院(施設数 9(民間立 9) 定員 188名)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神北	伊丹乳児院	社会福祉法人有岡協会	30	昭28.1.23	664-0007	伊丹市北野3丁目48番地の2	(072)781-1744 (072)781-1866
中播磨	ビューパホール	社会福祉法人姫路乳児院	30	昭31.6.15	670-0873	姫路市八代東光寺町13-11	(079)282-2692 (079)282-3029
	乳児ホームるり	社会福祉法人心地	15	昭43.11.1	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5027 (079)222-5027
但馬	くれよん	社会福祉法人南但愛育会	9	平28.4.1	669-5112	朝来市山東町大内505-1	(079)676-2223 (079)676-2929
淡路	聖和の杜	社会福祉法人権の木会	9	令3.4.1	656-2131	淡路市志筑1489-3	(0799)73-6161 (0799)62-4800
神戸市所管	御影乳児院	社会福祉法人信愛学園	20	昭24.5.10	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	真生乳児院	社会福祉法人神戸真生塾	30	昭24.12.1	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	神戸少年の町乳児院	社会福祉法人神戸少年の町	20	昭42.9.1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751-2224 (078)751-3230
明石市所管	明石乳児院	社会福祉法人ひとまる会	25	昭40.11.1	674-0051	明石市大久保町大窪2752-1	(078)936-1419 (078)937-1920

3-2-3. 兵庫県内の社会的養護施設等一覧②

自立援助ホーム(施設数 7(公立 1、民間立 6) 定員 58名)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	カリス・ホーム	特定非営利活動法人ホザナ・ハウス	9	平29. 4. 1	659-0096	芦屋市山手町15-8	(0797) 34-0588 (0797) 34-0589
	カリス・ボーイズ	特定非営利活動法人ホザナ・ハウス	9	令元. 7. 1	659-0096	芦屋市山手町15-8	(0797) 22-8801 (0797) 34-0589
	若業	一般社団法人若業	6	令 4. 1. 20	661-0975	尼崎市下坂部1丁目20-10	(06) 6409-4315 (06) 6409-4316
阪神北	歩 (あゆむ)	特定非営利活動法人BOND	6	平27. 8. 1	664-0012	伊丹市緑ヶ丘1丁目208-5	(072) 783-5577 (072) 783-5577
神戸市所管	子供の家	神戸市	16	平24. 3. 1	655-0006	神戸市垂水区本多町7-2-3	(078) 783-7137 (078) 783-7138
明石市所管	江井ヶ島はるるんハウス	特定非営利活動法人つな	6	令 2. 5. 1	674-0064	明石市大久保町江井島299-1 青雲マンション1F-2F	(078) 947-0027 (078) 947-0027
	フレスタ明石	社会福祉法人法人会育成	6	令 5. 4. 1	674-0057	明石市大久保高丘1丁目6-8	(078) 223-3247 (078) 936-8651

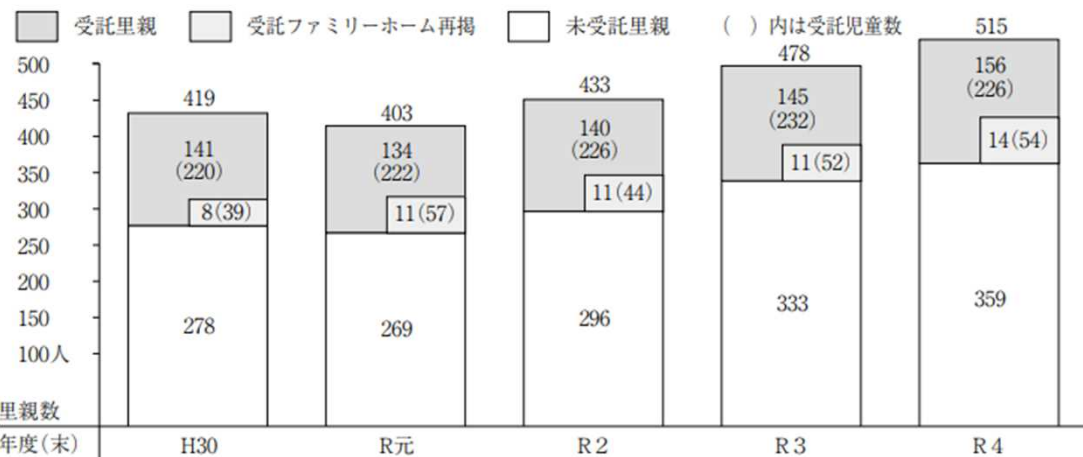
児童心理治療施設(施設数 2(公立 1、民間立 1) 定員 100名(入所 80名、通所 20名))

地域別	施設名	設置主体	定員	認可設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
東播磨	清水が丘学園	兵庫県	入所50 通所20	昭50. 5. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078) 943-0501 (078) 943-6598
神戸市所管	しらゆりホーム	社会福祉法人白百合学園	入所30	平27. 4. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078) 593-6637 (078) 593-6632

児童自立支援施設(施設数 2(公立 2) 定員 260名)

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
東播磨	明石学園	兵庫県	130	昭23. 1. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078) 942-1572 (078) 941-1264
神戸市所管	若業学園	神戸市	130	昭33. 8. 1	655-0001	神戸市垂水区多聞町 小東山868番地の49	(078) 792-1133 (078) 795-4300

県内里親登録数・受託里親数年次推移



こども家庭センター別登録里親の状況

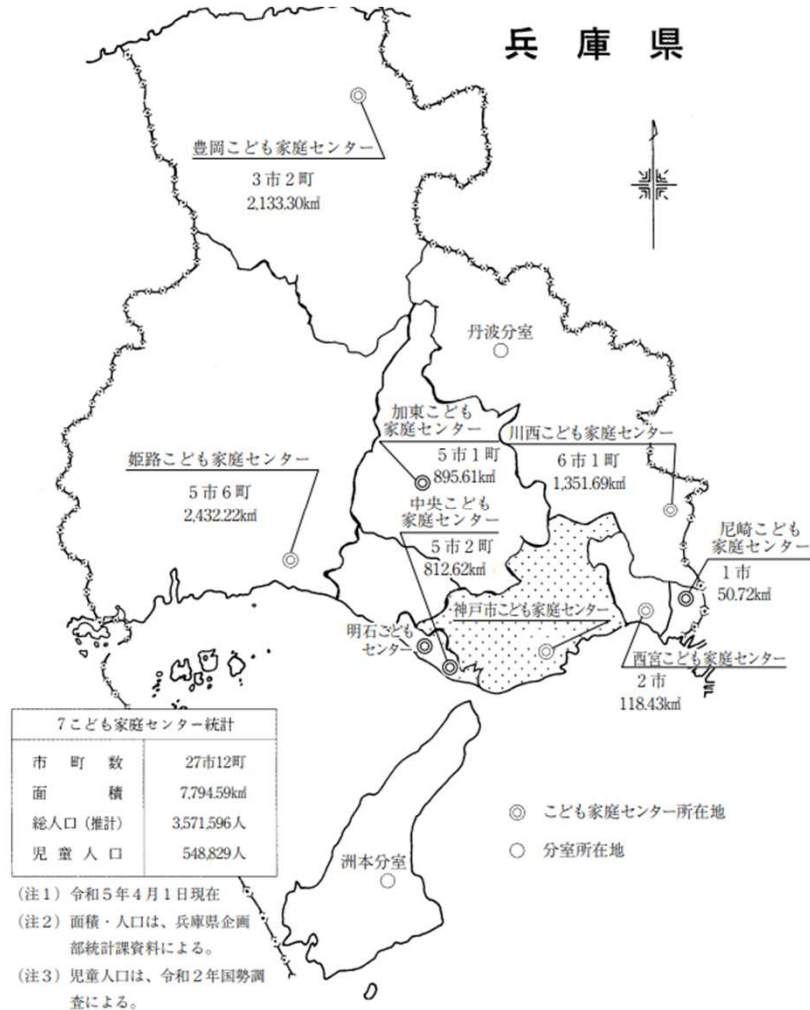
区分	こども家庭センター								計	神戸市	明石市
	中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡				
認定及び登録里親数	70	48	80	107	41	133	36	515	175	65	
内訳	養育里親数	64	43	71	102	36	123	36	475	170	62
	専門里親数	3	1	3	3	4	2	7	23	2	2
	養子縁組里親数	35	29	42	48	17	51	12	234	5	22
	親族里親数	6	2	4	3	5	10		30	91	3
ファミリーホーム事業者(再掲)	2		1	4	2	5		14	6	1	

(注1) 内訳は、複数の種類の里親登録者を含むため、認定及び登録里親数に一致しない。

(注2) 令和5年3月31日付解除を含む。

3-2-4. 兵庫県内の児童相談所設置状況

① 兵庫県内の児童相談所は、県所管7センター、神戸市所管1センター、明石市所管1センターの計9センター。



子ども家庭センター	所在地	電話	所管区域
中央 子ども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966 FAX(078) 924-0033	加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
洲本分室	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26-2075 FAX(0799) 26-0269	洲本市、南あわじ市、 淡路市
尼崎 子ども家庭センター	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18-3 ひと咲きタワー9階	(06) 4950-5001 FAX(06) 6491-3300	尼崎市
西宮 子ども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798) 71-4670 FAX(0798) 74-2538	西宮市、芦屋市
川西 子ども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3階	(072) 756-6633 FAX(072) 756-6006	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
丹波分室	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 73-3866 FAX(0795) 72-4602	丹波篠山市、丹波市
加東 子ども家庭センター	〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	(0795) 27-8250 FAX(0795) 48-9319	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路 子ども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079) 297-1261 FAX(079) 298-1895	姫路市、相生市、 たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、 福崎町、太子町、上郡町、 佐用町
豊岡 子ども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22-4314 FAX(0796) 24-0484	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
神戸市 子ども家庭センター	〒652-0862 神戸市兵庫区上庄通 1丁目1-27	(078) 599-7300 FAX(078) 977-8085	神戸市
明石 子どもセンター	〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1丁目4-7	(078) 918-5097 FAX(078) 918-5128	明石市

3-3-1.入所児童に対する施策

(単位:千円)

	事業概要	開始年度	R5当初予算
施運 設営	児童福祉措置費 入所児童の処遇、施設の運営経費への支援(人件費、処遇改善、施設維持管理費、生活費、教育費等)	S22	7,093,488
施整 設備	児童養護施設等整備費補助 児童養護施設の整備への支援(施設の新設・改築、小規模グループケア実現のための整備工事等)	S44	188,421
入所 児童 の 処 遇	新 児童養護施設職員対応力向上事業 【県児童養護連絡協議会へ委託】 発達に特性を持つ児童の認知機能等の強化のためのトレーニングを学ぶ職員向けの研修を実施	R5	345
	新 認知機能向上事業 児童の認知機能等の強化のためのトレーニングに必要な教材費や講師派遣等に要する費用を助成	R5	1,000
	児童養護施設等入所児童学習支援事業 児童養護施設に派遣する学習支援補助ボランティアの旅費	H26	523
	高校生の学校生活充実支援事業 【県児童養護連絡協議会へ委託】 高校生のクラブ活動の用具購入費、遠征時の交通費、学習塾代、その他学校生活の充実に必要な経費等のうち、措置費超過分の一部を助成	H28	3,000

3-3-2. ケアラーに対する施策

(単位:千円)

	事業概要	開始年度	R5当初予算
相談	自立支援担当職員(10施設(児童養護施設)) 施設退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置	R3	7,093,488 の内数
	自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員(各1名(県児童養護連絡協議会)) 措置解除後も引き続き支援が必要な児童に対する継続支援全体を総括するコーディネーター及び退所後の支援等を行う相談支援員を配置	H30	13,213
生活	社会的養護自立支援事業 入所措置を受けていた児童について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も22歳の年度末までの間、施設に居住して必要な支援を提供するとともに、自立に向けた支援を実施	H30	40,255
	新 社会的養護自立支援整備事業 退所後児童への生活・就労相談や交流事業、一時滞在場所の提供等を行う事業所の整備[1か所]	R5	35,034
	身元保証人確保対策事業 退所児童の就職等に対し施設長等が保証人となった場合の損害保険の経費に補助	H19	373
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 退所後児童に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を実施	H28	—
		【県社会福祉協議会が実施】	
進学	就学等準備支援事業 受験に係る受験料や交通費、宿泊費等を含め、大学、専門学校等への進学に必要な経費の一部を助成	H28	2,000
	児童養護施設等進学支援事業 大学等へ進学する児童に対し、大学等が実施するオンライン授業等の環境整備に必要な経費を支援	R2	5,000
就労	高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業 ①自立支援セミナー(施設等退所後の生活に必要な基本的な手続きや金銭管理等を学ぶ) ②就職支援セミナー(先輩体験談、就職サロン、職場見学の実施)	R4	500
	就職活動等経費への支援 就職支援セミナー等に参加した場合の交通費や参加費、その他就職活動に必要な経費を支援	H28	2,500
その他	新 社会的養護自立支援実態把握事業 退所後児童の支援ニーズ把握のための実態調査及び結果を踏まえた支援のあり方検討委員会の開催	R5	933
			【県児童養護連絡協議会へ委託】

3-4-1.措置費等による教育及び自立支援の経費

	小学校	中学校	高校
入 学 費	64,300円	81,000円	86,300円
学 用 品	2,210円/月	4,380円/月	公立:23,330円/月 私立:34,540円/月
教 材 代	実費	実費	
通 学 費	実費	実費	実費
学 習 塾 費	× 認知機能向上支援(県単)[1,345千円]	実費	20,000円/月 (高3+5,000円)
個 別 学 習 費	×	25,000円/月 学習支援補助ボランティアの派遣(県単)[523千円]	25,000円/月
資 格 取 得 費	×	×	57,620円/年(高3)
部 活 動 費	×	実費	× 部活動費を支援(ふるさと寄附)[3,000千円]
学 校 給 食 費	実費	実費	× (施設が弁当を持たせる等で対応)
見 学 旅 行 費	22,690円/年	60,910円/年	111,290円/年
就 職、進 学 支 度 費	—	—	82,760円/1回 (親の援助なし+198,540円) 計281,300円 大学受験料等を支援(県単)[2,000千円] パソコン購入費等を支援(県単)[5,000千円]

※ 基本的には、国の措置費(国1/2,県1/2(交付税措置あり))により支弁されている。

高校の入学費や学習塾費等の措置費超過分も支援(ふるさと寄附)[3,000千円(再掲)]

3-4-2. 学習塾、習い事の状況

① 現行の措置費制度では、中高の学習塾代等は支援の対象となっているが、**小学校の学習塾、習い事代は対象外**となっている。県児童養護連絡協議会からは、進路選択の幅を広げるためにも、支援制度の創設の提言がなされている。

施設での取組状況

※施設へのアンケート調査結果から

学 習 施設職員によるプリント学習や学習ボランティア、一部で学習塾も利用しているが、特別な取組はしていないところも半数近い
習 い 事 野球やサッカーなどの地域のスポーツクラブに通うものが多い。ピアノや絵画などもあるが数は少ない。

学習塾、習い事実施にあたっての課題

※施設へのアンケート調査結果から

費 用 **小学生の学習塾が措置費対象外**なので施設の持ち出しになっている。小学生の習い事の用具やユニフォーム代が高い。など
職 員 配 置 **送迎や引率を行う職員の確保が難しい**。施設側の体制が手薄になる。イベントの準備、保護者とのやりとりの時間が必要。など
そ の 他 **近隣に習い事先がない**。家庭教師の数が少ない。すべての児童の希望にこたえられない。保護者、本人の希望がない。 など

(参考)学年別学校外活動費支出状況

※令和3年度子供の学習費調査

(単位：%、千円)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生	
	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額
学校外活動費	98.6	216	98.2	206	97.8	235	98.2	250	97.9	293	96.4	316
補助学習費	93.6	87	86.0	78	88.2	100	86.4	135	87.7	190	84.4	234
家庭内学習費	86.5	37	67.9	17	66.2	17	66.1	16	66.1	17	57.8	18
通信教育・家庭教師費	45.9	39	44.7	48	44.6	50	39.4	58	39.1	70	38.1	72
学習塾費	26.9	116	30.2	111	36.5	148	40.0	204	47.5	265	51.4	302
その他	10.4	4	12.1	9	14.1	6	15.0	8	19.3	12	23.6	18
その他の学校外活動費	93.0	141	93.7	144	93.1	152	93.8	137	94.2	127	90.3	118
体験活動・地域活動	28.7	15	24.5	15	23.9	21	22.6	14	25.7	11	17.9	15
芸術文化活動	39.6	87	40.6	86	39.4	90	38.0	74	39.3	75	35.6	83
スポーツ・レクリエーション活動	69.1	81	70.7	84	73.7	86	67.7	89	66.9	82	60.6	79
国際交流体験活動	1.6	21	1.6	54	2.2	33	1.1	10	1.0	17	1.7	28
教養・その他	74.0	49	77.6	47	73.7	50	73.9	50	74.4	44	66.1	40

3-4-3. 学業の状況

- ① 児童養護施設、里親及びファミリーホームでは「特に問題なし」が最も高いが、「遅れがある」も、児童養護施設36.5%、里親22.9%、ファミリーホーム37.6%となっている。
- ② 児童養護施設の小学生を抜き出した数値をみると、全体の数値とは学年別でも大きな差は見られない。

学業の状況別児童数

	総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
里親	3,960 100.0%	302 7.6%	2,498 63.1%	906 22.9%	254 6.4%
児童養護施設	22,516 100.0%	1,527 6.8%	12,688 56.4%	8,226 36.5%	75 0.3%
児童心理治療施設	1,363 100.0%	51 3.7%	529 38.8%	783 57.4%	— —
児童自立支援施設	1,448 100.0%	62 4.3%	736 50.8%	644 44.5%	6 0.4%
母子生活支援施設	2,755 100.0%	133 4.8%	1,602 58.1%	979 35.5%	41 1.5%
ファミリーホーム	1,320 100.0%	106 8.0%	643 48.7%	496 37.6%	75 5.7%

(参考)児童養護施設の小学生の状況

	総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
小学1年	1,345 100%	63 4.7%	821 61.0%	457 34.0%	4 0.3%
小学2年	1,412 100%	65 4.6%	810 57.4%	534 37.8%	3 0.2%
小学3年	1,621 100%	70 4.3%	907 56.0%	644 39.7%	— —
小学4年	1,766 100%	98 5.5%	1,042 59.0%	624 35.3%	2 0.1%
小学5年	1,871 100%	68 3.6%	1,050 56.1%	749 40.0%	4 0.2%
小学6年	1,897 100%	116 6.1%	1,071 56.5%	708 37.3%	2 0.1%

注)就学前は、調査対象外。

3-4-4. 児童養護施設児の進学、就職の状況

- ① 全国の令和4年3月全高校卒業生の大学等進学率は56.1%(県**63%**)となっており、児童養護施設の子は22.6%(県**17%**)と2倍以上の開きがある。兵庫県内でみた場合、**3倍以上**になっている。

	平成29年度 (H30. 5. 1)		平成30年度 (R元. 5. 1)		令和元年度 (R2. 5. 1)		令和2年度 (R3. 5. 1)		令和3年度 (R4. 5. 1)		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
児童養護施設児(単位:人)	1,715人	100.0%	1,752人	100.0%	1,752人	100.0%	1,784人	100.0%	1,780人	100.0%	
進学	大学等	276人	16.1%	245人	14.0%	311人	17.8%	364人	20.4%	402人	22.6%
	専修学校等	253人	14.8%	251人	14.3%	268人	15.3%	286人	16.0%	284人	16.0%
就職	1,072人	62.5%	1,102人	62.9%	1,031人	58.8%	989人	55.4%	958人	53.8%	
その他	114人	6.6%	154人	8.8%	142人	8.1%	145人	8.1%	136人	7.6%	
里親委託児(単位:人)	350人	100.0%	375人	100.0%	390人	100.0%	362人	100.0%	388人	100.0%	
進学	大学等	99人	28.3%	102人	27.2%	118人	30.3%	110人	30.4%	150人	38.7%
	専修学校等	61人	17.4%	81人	21.6%	110人	28.2%	81人	22.4%	85人	21.9%
就職	149人	42.6%	169人	45.1%	130人	33.3%	133人	36.7%	114人	29.4%	
その他	41人	11.7%	23人	6.1%	32人	8.2%	38人	10.5%	39人	10.1%	
(参考)全高卒者(単位:千人)	1,136千人	100.0%	1,134千人	100.0%	1,126千人	100.0%	1,104千人	100.0%	1,087千人	100.0%	
進学	大学等	592千人	52.1%	589千人	51.9%	594千人	52.7%	598千人	54.2%	610千人	56.1%
	専修学校等	246千人	21.7%	246千人	21.7%	243千人	21.5%	242千人	21.9%	228千人	21.0%
就職	203千人	17.9%	203千人	17.9%	206千人	18.3%	183千人	16.6%	170千人	15.6%	
その他	95千人	8.4%	96千人	8.5%	83千人	7.4%	81千人	7.3%	80千人	7.3%	

「大学等」:大学、短期大学、高等専門学校第4学年

「専修学校等」:学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

3-5.18歳以降の措置延長制度

- ① 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設に入所する児童や里親に委託された児童について、必要な場合には、**満20歳に達するまで措置延長**できるとされている。
- ② しかしながら、実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、**就職又は進学等により児童養護施設等を退所するケースが多い**ため、平成23年に、措置延長の積極的な活用が図られるよう通知が出された。

児童福祉法(抄)

第三十一条(略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設(第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。)、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については**満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。**

③～⑥(略)

児童相談所運営指針(抄)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。(法第31条)
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ (略)～進学や就職に伴い児童福祉施設等から離れた場所に居住することとなる者についても、措置期間の延長により継続的な支援が必要で、児童福祉施設等の職員が定期的な訪問を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き措置を継続することができる。(以下略)

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23年12月28日厚児発1228第2号)

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第31条により、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
- などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

3-6. 自立支援担当職員

「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」
(令和3年3月8日子第0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)

① 児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。(令和2年4月1日から実施)

対象施設等

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)及び母子生活支援施設

資格要件

- 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者
- 児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者
- 児童福祉法第13条第3号各号のいずれかに該当する者

加算要件

- ①自立支援担当職員加算(Ⅰ)
アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上
 - ②自立支援担当職員加算(Ⅱ)
アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上
- ※対象者1人につき月1回以上を想定

対象となる支援

- ①アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援等を行った場合
- ②アフターケア対象者が施設等を来所し、相談支援等を行った場合
- ③アフターケア対象者等に対して電話やメール等により相談支援等を行った場合

留意事項

- 1か所の施設等について自立支援担当職員の加算は1人分
- 当該業務を行う専任の職員とし、施設等の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。
- 学校、職場及び児童相談所その他関係機関と密に連携し、入所時から退所後まで切れ目のない支援を行うこと。

業務内容

- ①自立支援計画作成への助言及び進行管理
- ②児童等の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ③高校中退者など個別対応が必要な児童等に対する生活支援、再進学又は就労支援等
- ④施設等退所前からの自立に向けた相談支援等
- ⑤施設等退所者に対する継続的な状況把握及び相談支援等
- ⑥その他児童等の自立支援に資する業務

経費

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)による。

配置施設

兵庫県内の9施設に配置
令和3年度:8施設 → 令和4年度:9施設 → 令和5年度:10施設/20施設

①三光塾	西宮市	⑥二葉園	姫路市
②善照学園	西宮市	⑦アメニティホーム光都学園	たつの市
③播磨同仁学院	加古川市	⑧睦の家	丹波市
④立正学園	加古川市	⑨淡路学園	南あわじ市
⑤アメニティホーム広畑学園	姫路市	⑩聖智学園	淡路市

3-7-1. 社会的養護自立支援事業

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

【社会的養護自立支援事業】

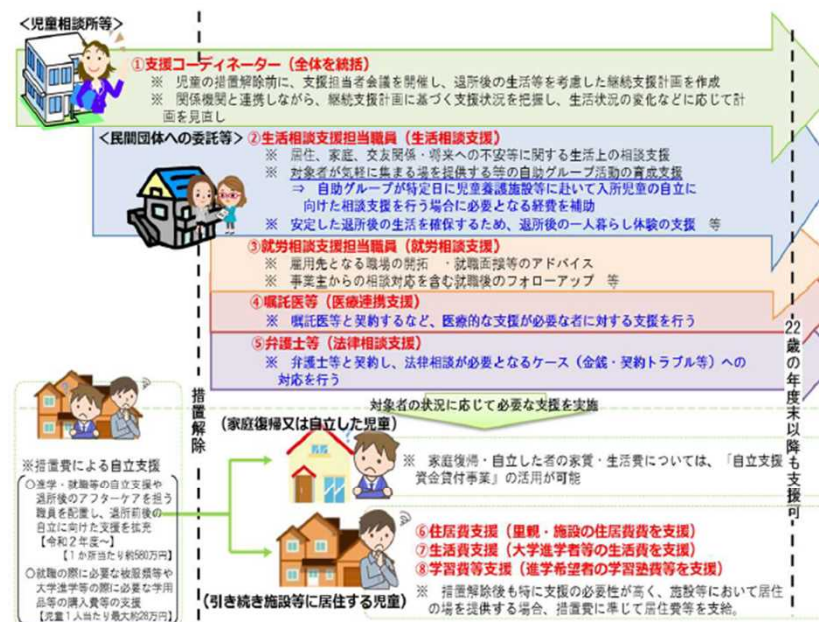
○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、**22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。**

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

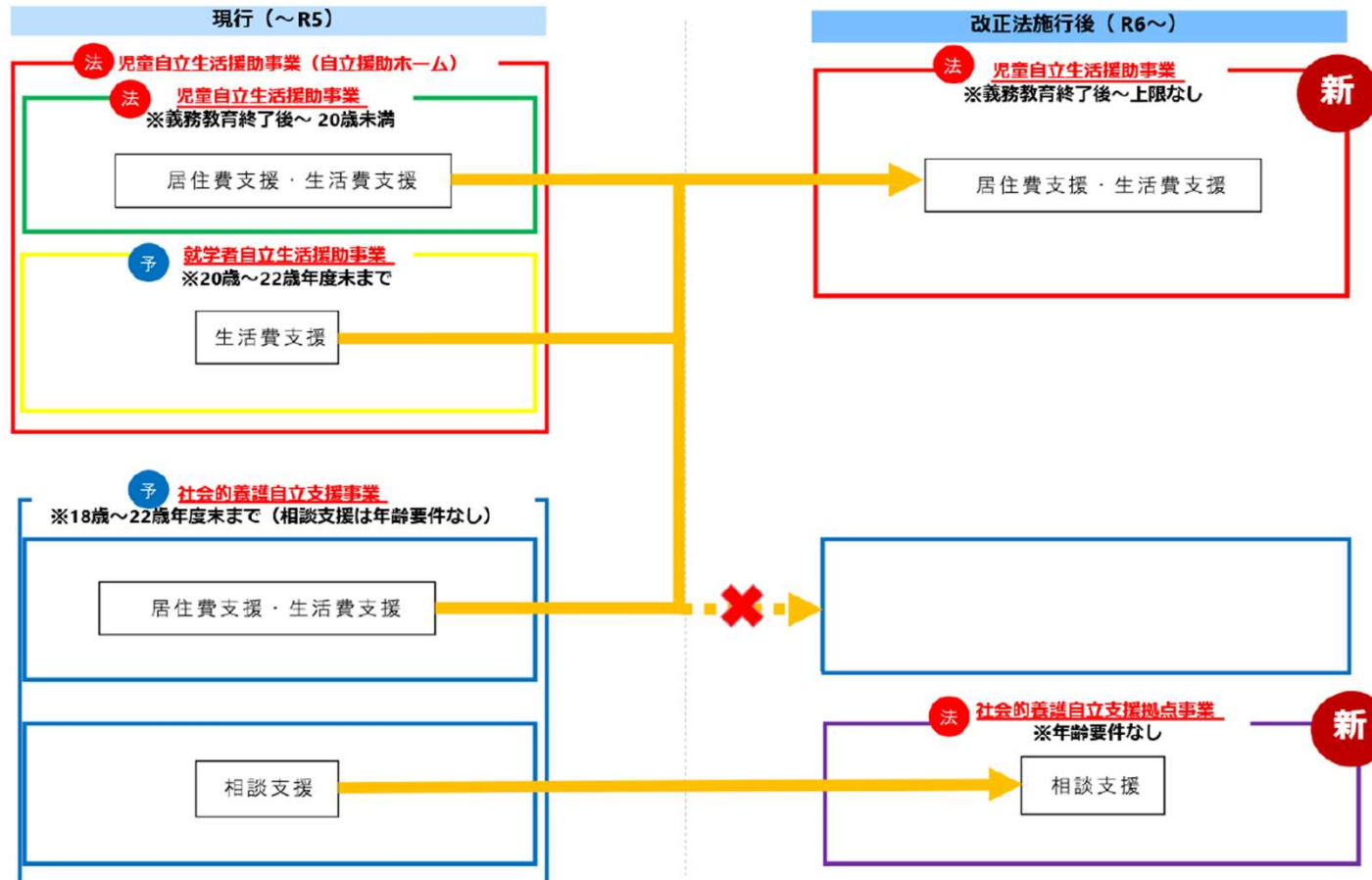
【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

150

3-7-2. 社会的養護自立支援事業等の再編イメージ

- ① 「社会的養護自立支援事業」については、令和6年度から、居住費支援・生活費支援については、「児童自立生活援助事業」に移行し、相談支援については、「社会的養護自立支援拠点事業」に移行する。



3-7-3. 児童自立生活援助事業の対象拡大

政令・府令への委任事項

- ① 児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、満20歳以上の措置解除者等の①対象者の範囲、②対象理由を政令で定める必要がある。
- ② また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、③事業の実施場所について内閣府令で定める必要がある。

対象者の範囲

- 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」①対象者の範囲については、以下のいずれかに該当する者としてはどうか
満二十歳に達する日以前において措置を解除された者等又は児童自立生活援助事業を実施されていた者としてはどうか。
- ※小規模住居型児童養育事業を行う者、里親に委託する措置又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者のほか、母子生活支援施設における保護を実施された者、児童相談所による一時保護又は一時保護の委託を実施された者を含む
- 「政令で定めるやむを得ない事情」②対象理由は、「自立」の準備が整っていない場合を対象とすることとし、具体的には、以下のいずれかに該当するものとするとはどうか。
- ① 高校・大学等に就学中であること
 - ② 高校・大学等に就学する見込みがあること
 - ③ 就職活動を行っていること
 - ④ 不安定な雇用状態にある者であること
 - ⑤ 障害、疾病その他の事由により、日常生活又は社会生活を営むために継続的な支援を必要とする者であること

実施場所

- 児童自立生活援助の実施場所は以下のとおりとし、便宜上以下赤字のとおり略称を設けることとしてはどうか。
- ①児童自立生活援助事業所 I型：自立援助ホーム
 - ②児童自立生活援助事業所 II型：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
 - ③児童自立生活援助事業所 III型：里親の居宅(親族里親の居宅を除く)、小規模住居型児童養育事業を行う住居
- なお、II型については、I型の基準を踏まえた職員配置、設備基準を定めることとするが、III型については、あくまで事業所ではなく居宅であることを踏まえ、I型・II型と同様の職員配置、設備基準までは求めないこととしてはどうか。

3-7-4. 社会的養護自立支援拠点事業の概要（令和6年4月1日創設）

- ① 改正児童福祉法により、措置解除者等または措置解除者等に類する者が**相互に交流**を行ったり、**情報提供**や**相談支援**、**関係機関と連携した支援**等を受けることができる**社会的養護自立支援拠点事業**が創設。

基本的な考え方

- 措置解除者**同士が集い**、必要に応じて**相談支援**や**情報提供**を受けたり、**必要な機関への繋ぎ**を受けられる拠点として、社会的養護自立支援拠点の整備、活用を行っていく。
- 施設入所児童等が退所等した後も、相談や困り事があった場合は拠点を頼ることができるよう、**入所又は委託中**から地域の拠点の職員が施設等を訪問すること等を通じて、施設入所児童等が**拠点の存在を認識**し、**職員と面識を持つ機会を確保**するよう努める必要がある。

対象者

- 時期を問わず、過去に施設への入所や里親等への委託の**措置経験がある者**、児童自立生活援助事業の対象となった者に加え、これらには当てはまらないが、児童相談所への**一時保護経験**がある者、法第27条第1項第2号の**在宅指導措置**の対象となっていた者、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が**明るみに出ないまま成人**を迎えた者等が含まれる。
- 現在**施設入所児童**等である者や、児童自立生活援助事業を利用している者も含まれ、これらの者が必要に応じて拠点において**ピアサポート**を受けたり、情報提供や相談支援等の支援を受けたりする事等も可能である。

支援内容

- 相互に交流を行う場の提供**
社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等できる場を整備
- 社会的養護経験者への情報提供や相談支援等**
社会的養護経験者が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談、メンタルヘルスに関するものや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、日々の日常生活や、公共機関の利用の仕方の助言、仕事上の悩みへの助言や、奨学金、給付金等の情報提供、手続のサポート等必要な情報の提供及び相談支援等を行う。
- 個別記録の策定、必要な支援への繋ぎ**
拠点において利用者の個別記録を作成する。
拠点は、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定される。障害福祉サービス等の福祉的支援、医療的支援、法テラス等における法的支援等の支援が必要な者については、当該拠点が中心となって必要な支援への連携を行う。
- 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援**
社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うため、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行う。

改正児童福祉法(抄)令和6年4月1日施行

第六条の三(略)

- ⑯ この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が**相互の交流を行う場所を開設**し、これらの者に対する**情報の提供、相談及び助言**並びにこれらの者の支援に関連する**関係機関との連絡調整**その他の必要な支援を行う事業をいう。

3-7-5. 社会的養護自立支援整備事業

- ① 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援する。(県予算:35,034千円(1か所分))

事業内容

以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

- ①施設等に入所している者及び退所した者(母子生活支援施設にあっては保護者を含む。)
- ②里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下、都道府県等という。)

設置主体

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。

- ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備
- ② 相談室
- ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室
- ④ 事務室
- ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備

補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 17,635千円
特殊附帯工事	1施設当たり 16,804千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,273千円
解体撤去工事	1施設当たり 1,003千円
仮施設設置備工事	1施設当たり 1,780千円

補助率

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

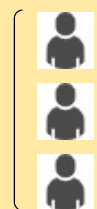
補助対象事業

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等

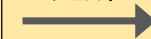
児童養護施設、自立援助ホーム、里親等

↓ 措置解除

ケアリーバー



通所



アウトリーチ

社会的養護自立支援拠点事業所

生活・対人関係に関する相談
 就労・職場関係に関する相談
 法的なトラブルに関する相談
 メンタルケアを含む医療の相談
 一時的に生活できる居室の提供

3-8. 身元保証人確保対策事業(H19～)

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：里親又は児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤児童相談所一時保護所（児童）：所長

2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]、入院 [2,400円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村
運営主体 全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

3-9. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（H28～）

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

154

3-10-1. 児童養護施設や里親の下で育つ子どもも応援プロジェクト事業

- ① ふるさとひょうご寄付金を活用し、児童養護施設等を退所した後、大学に進学する子ども達の資金や高校生の就業支援(インターンシップ等参加費)の一部を助成する。

1 高校生の学校生活充実支援事業

※ふるさとひょうご寄附金を充当

児童養護施設等から高校に進学している場合、措置費の特別育成費(公立)23,330円・(私立)34,540円/月で学用品代、教材代、クラブ活動費などを負担しなければならない。しかしながら、クラブ活動の用具やユニフォームや遠征費の負担が高額となる場合には、措置費を超過することもあるため、措置費を超えたクラブ活動費用等を助成することによって、充実した高校生活を送ることができるように支援する。

2 高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業

※ふるさとひょうご寄附金を充当

①施設等退所児童を対象とした各種セミナー等の開催

ア 自立支援セミナー

施設等退所後の生活に必要な基本的な諸手続(医療保険や年金など)、金銭管理等を学ぶセミナーを開催

イ 就職支援セミナー

施設等退所児童を対象に就職について必要な知識、心構えを学び、先輩体験談も聞けるセミナーを開催

ウ 就職相談会の開催

協力事業者と施設等退所児童を結び、インターンシップやアルバイトから就職へつなげるために開催。相談会の始めに、社会的養護のもとで育った子どもの背景や状況、配慮してほしいことを施設側から協力事業者に向けて説明する時間を設け、両者の理解を深める。

②就職活動等経費の支援 ※退所児童分のみふるさとひょうご寄附金(入所児童分は一般財源)

施設等の高校生や施設等退所児童(施設等退所後5年以内)が自立支援、就職支援に関わるセミナー等に参加した場合の交通費や参加費、その他就職活動に必要な経費を支援

3 就学等準備支援事業

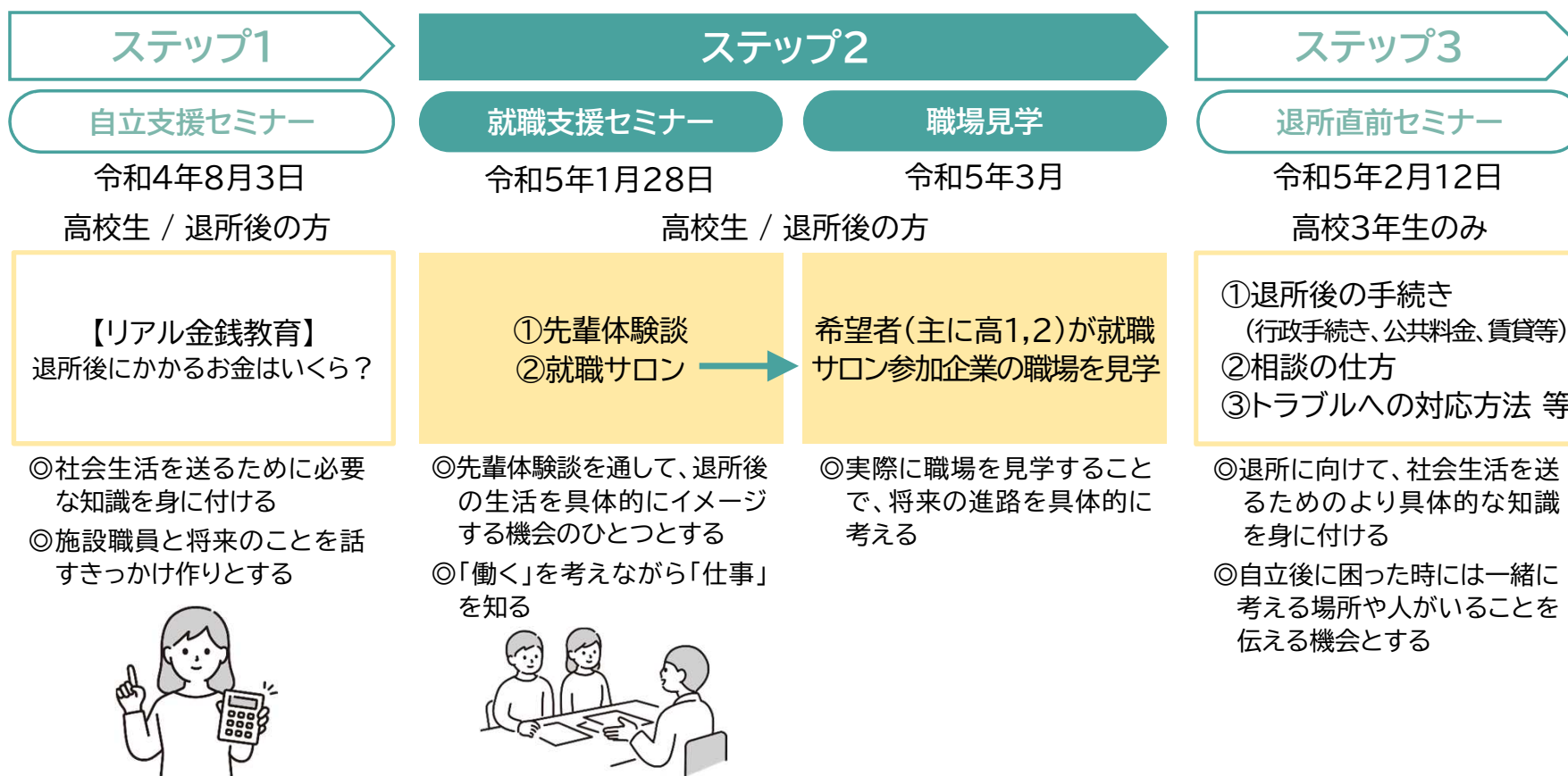
児童養護施設や里親委託など社会的養護のもとで育った子どもたちの高校卒業後の進路は、経済的理由や家庭の事情等から一般に比べ進学率は低いため、児童養護施設等を退所した後、大学、専門学校等への進学に要する経費を助成する。

4 児童養護施設等進学支援事業

児施設を退所して大学等へ進学する児童に対し、大学等が実施するオンライン授業等に対応する環境整備に必要な経費を支援[1人あたり200千円定額補助]

3-10-2. 児童養護施設児童の自立に向けたスキルアップ・プロジェクト(R4)

- ① 児童養護施設を退所した社会的養護経験者(ケアリーバー)は、頼れる保護者がいないことも多く、退所後の生活において課題や不安を抱えている者も少なくない。
- ② そのため、退所前から**基礎的知識習得**や**就職支援**、**相談の仕方**などステップアップを図るセミナーを開催。



4-1. 児童福祉法の改正

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

4-2. ケアラー関係の改正概要

社会的養育経験者の自立支援

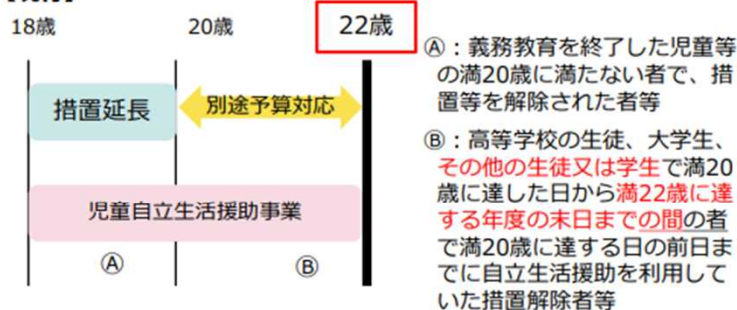
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

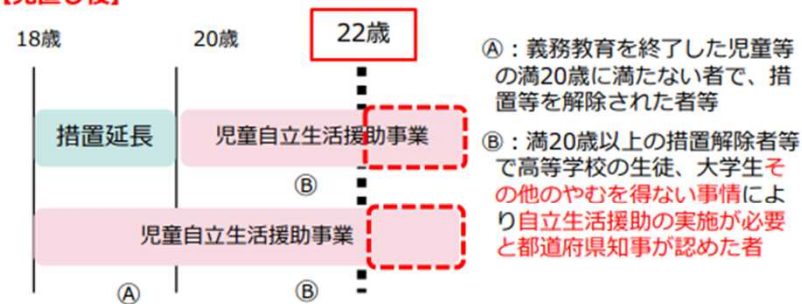
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

4-3. 法改正への対応に向けた国事業

社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーパー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーパーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

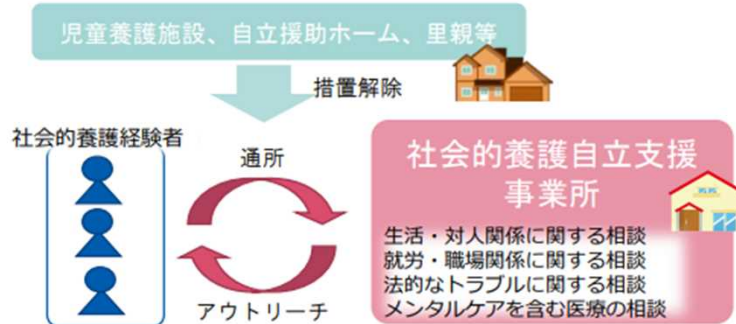
【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

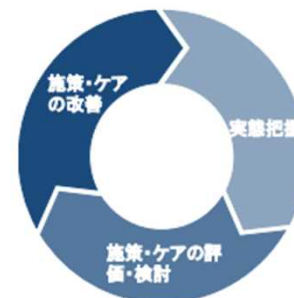
【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



29

4-4. 法改正への県の対応

① 社会的養護経験者(ケアリーバー)の実態把握と必要な援助が県の業務に

令和5年度県の取組

「措置解除者等の実態を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと」(第11条第1項第2号又)が都道府県の業務とされた。

社会的養護自立支援実態把握事業

措置解除者等の支援ニーズ等の把握のための調査の実施、必要な支援策等を検討する委員会を開催

R5予算 933千円(国※1/2、県1/2) ※安心こども基金

② 「社会的養護自立支援拠点事業」の創設

「措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」(第12条の4第16項)が創設される。

社会的養護自立支援拠点整備事業

社会的養護経験者への自立支援が提供される環境(相談室や交流スペース等)の整備費を補助

R5予算 35,034千円(国※2/3、県1/12、事業者1/4)1か所
※安心こども基金

③ 22歳以降も自立支援を受けることが可能に

児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件について、都道府県知事が認めた時点まで実施を可能とされた。(第6条の3第1項第2号)

年齢要件緩和に対する対応の検討

年齢要件緩和に係る課題や対応等について、今後、県児童養護連絡協議会や各施設と協議・検討を実施

～17歳	18～19歳	20～21歳	22歳～(R6～)
児童養護施設 里親・ファミリーホーム	措置延長	社会的養護自立支援事業(予算事業) 児童自立生活援助事業(法定事業)(R6～)	児童自立生活援助事業(法定事業)

4-5. 兵庫県社会的養育推進計画の見直し

- ① 今年度発出予定の国の策定要領を踏まえ、令和6年度に改定作業を行い、令和7年度から新計画スタート。

都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日）抜粋

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していく必要がある。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

社会的養育推進計画の見直しの方向性

<現行計画の課題>

- 里親等委託の推進に向けた数値目標（75%等）は一部あるものの、里親や施設の数、各種機関等の整備目標は不明確。
- 取組を評価するための指標の設定が十分でない。

改定

<新計画>

- 里親等委託率だけでなく、里親や施設の数、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定。
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定。

5-1. わっぱの会(愛知県名古屋市)の取組

進学

アシエル八事における支援

経済的理由や家庭環境によって進学/就学をあきらめざるを得ない若者に、住居と生活支援をセットで提供

- ① 少しでも経済的な負担を減らすために低廉な家賃で住居提供
通常の民間住宅で必要となる入居時一時金(敷金礼金、家賃保証会社契約料)は不要。
- ② 専任の世話人がひとり暮らしのために必要なサポート
役所・銀行・学校などの諸手続き、ゴミ出し・家事スキル習得、お金の管理支援 等
- ③ 就学を継続するためのサポート
アルバイトについての相談、利用できる制度(奨学金制度など)の活用、日々の悩み・困りごとの相談、通院の同行 等

アシエル八事の概要

寮 費	月額 35,000円(水道光熱費、共益費、Wi-Fi利用料含む)
入居資格	<ul style="list-style-type: none">・女子学生であること(入学予定の女子)。・18歳以上の大学、短大、専門学校、大学院に入学する人。または在学生。・アシエル八事の各種規約を遵守できる者・共同生活をするうえでの活動にも積極的に参加できる者・周辺住民の方に挨拶し、周囲に迷惑をかけないゴミ出し・掃除など社会規範に則った生活を行うことができる者・地域行事、自治会行事への参加に努める者
入居期間	2022年4月以降、入居可能日から1年間。年次ごとに契約更新ができます。卒業まで継続することができます。

5-2.大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部(大阪府)の取組

就労

大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部

- 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技術)講習会や雇用主・支援企業(者)等への感謝状贈呈等を実施。

事業概要

アフターケア事業部でしていること

- そうだん** (相談): お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK! お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、ご希望の方法で相談のあります。
- フリールーム**: テレビ、DVD、パソコンが設置されていて自由にインターネットもでき、お話もできる、ほっと一息するためのスペースです。
- 通信 そらまめ〜**:
 - ・そらまめ〜の発行(通信)
 - ・楽しい行事のご案内などもしています。
 - ・クリスマスプレゼント発送
- ソーシャル・スキル・トレーニング (自立生活技術講習会)**: 施設入所中等の子どもたちを対象に(年間12回〜1.3回)開催しています。「ビジネスマナー」や「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して社会に出る上で必要なスキルを学びます。
- びょうじ** (誕生日):
 - ・初就労お祝い会&お楽しみ会
 - ・お給休みお食事会
 - ・夏休み職場体験
 - ・雇用主様・支援企業(者)様への感謝懇話会(永年勤続者表彰)
 - ・講演会 etc
- アフターケア事業部の利用について**: お仕事の都合などで、途中でご入室が難しい方は、あらかじめお電話などをいただければ、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応しますので、ご連絡お待ちしております。

ソーシャル・スキル・トレーニング
—ひとりで生活できるために身につけておきたい社会生活のスキル—

回	日	時間	プログラム	内容
開講式	8:00~9:20	大塚市民会館センター	開 講 式	
第1回	1月7日(日)	9:20~12:20	ビジネスマナー	対人関係で必要な基本的なマナー(挨拶、握手、目線、姿勢)を身につける。また、ビジネスマナーの重要性を学ぶ。
第2回	12:50~15:00	1/11(土)大塚市民会館センター	パソコンの活用	パソコンの基本的な操作を学ぶ。
第3回	1月14日(日)	9:20~12:20	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はメイクアップ・ヘアアレンジ、男子は髪型、入浴・スキンケアの重要性を学ぶ。
第4回	12:20~14:15	1/11(土)大塚市民会館センター	移動サービス	中継の場で移動サービスについて学ぶ。
第5回	9月8日(日)	9:30~13:00	緊急対応セミナー	何らかの緊急事態に遭遇した場合、適切な対応方法について学ぶ。
第6回	10月18日(日)	9:30~13:00	職業セミナー	夢や希望に基づいて、その上で自分に合った職業について学ぶ。
第7回	10月18日(日)	13:00~14:30	スマートフォンの安全な使い方	スマートフォンの適切な使用方法について学ぶ。
第8回	11月17日(日)	9:30~13:00	実 習	実際の職場環境を再現した中で、学んだスキルを実践する。
第9回	12月8日(日)	9:30~13:00	金融教育	金融の仕組みや貯蓄の重要性について学ぶ。
第10回	1月12日(日)	9:30~13:00	身近な法律の話	社会生活の中で発生し得る法律上の問題について学ぶ。
第11回	8:20~9:15	1/11(土)大塚市民会館センター	先輩の体験談	先輩の経験に基づいて、社会生活での課題について学ぶ。
第12回	2月10日(日)	9:15~11:20	グループワーク	課題解決のためのグループワークを行う。
第13回	11:30~13:00	1/11(土)大塚市民会館センター	移動サービス	移動サービスの重要性について学ぶ。
閉講式	13:10~15:00	1/11(土)大塚市民会館センター	閉 講 式	

- 対象
 - ・来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち(中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など)
 - ・施設職員(付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加)
- 内容(全13回)
 - ・仕事をやる上で必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
 - ・グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
 - ・スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

5-3. 自立定着支援事業（山梨県）の取組

児童福祉施設退所児童等自立定着支援事業

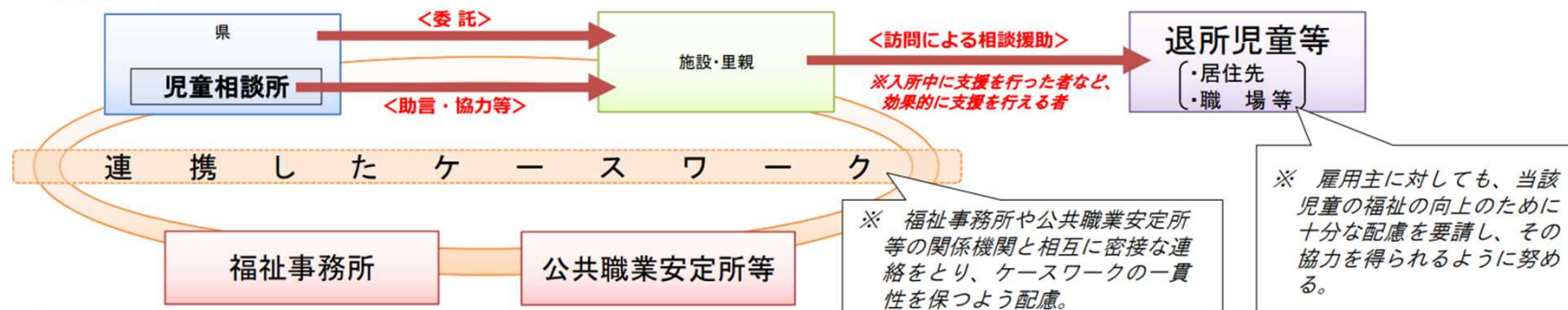
- 施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。
- 保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

事業概要

施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

対象児童	児童福祉施設(保育及び障害福祉に関する施設を除く)を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童
委託契約額	距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<事業イメージ>



自立ナビ

○自立ナビ(ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告)や巣立ちプロジェクトポイントプログラム(一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達)などを実施。

事業概要

- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトポイントプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。
- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がってみたいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
- ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
- ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
- ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
- ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、

などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
- ・帰ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてくださいね。
- ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！



5-5.ココエール(愛知県豊橋市)の取組

豊橋市が行う支援

- ケアリーバーを把握している児童相談所や、児童養護施設などと情報共有し、対象者の把握をしていく。
- 東三河フードバンクと連携し、希望するケアリーバーに食料を宅配する。
- 相談先を周知するとともに、家庭訪問等により生活の様子を伺いながら、必要に応じて支援機関と連携して支援を行う。



ココエールの概要

子ども若者総合相談支援センター「ココエール」は、子どもと若者の相談支援に特化した豊橋市子ども未来部に属するひとつの部署。

ココエールは、児童福祉法に規定される「子ども家庭総合支援拠点」と、子ども・若者育成支援推進法に規定される「子ども・若者総合相談センター」の両方の機能をもつ複合的な相談窓口。

そのため、0歳から40歳未満までの子どもや若者及びその家族に関する相談(例えば、子育てや発達、学校生活から就労など様々な悩みや不安)から支援までを対応。

子ども若者へココからエールを

豊橋市子ども若者総合相談支援センター「ココエール」は、子どもと若者に関するあらゆる相談に応じ、子どもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来をいっしょに考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをします。

※児童福祉法に基づき、すべての子どもとその家族及び児童養護施設を対象に、相談内容から専門的な支援まで、継続的な相談援助を行う拠点です。
※子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や助言を行う拠点です。

自立 40歳以上
ひきこもり 20歳以上
就労 就労したいけれども何から始めればいいのか分からない
依存症
非行
家庭内暴力
不登校 学校に行けなくなってしまう
いじめ
児童虐待 7歳未満
発達
貧困
子育て 子育てがうまくいかなかった
発達
発達の遅さや出産後の生活に不安を抱えている

●体制
センターの職員や相談員、市が委託する民間団体職員が対応します。
※豊橋市では、福祉に専ら従事したスタッフを確保するため、相談支援業務の一部を一般社団法人東三河サービスに委託しています。

●対象
豊橋市の、妊娠時から40歳未満の若者まで、すべての子どもと若者、その家族が対象です。関係機関や支援者からの相談にも応じます。

多様な支援

ご相談の中で必要な支援をコーディネートします。まずはお気軽にお電話ください。

●訪問
ココエールへお話しただくことが難しい場合など、ご自宅や学校へ相談員等が伺います。

●同行
市役所の手続きや病院の受診など、お一人では難しいことをサポートします。

●カウンセリング
心理カウンセラーなど専門家がサポートします。

●体験講座
○工作やお菓子づくりなどを通じ、興味のあることを見つけてみます。
○学習体験を通じ、一人ひとりに合った学び方を見つけてみます。
○おもちゃや花などを使って、心の発達につながる体験をします。

●勉強会
○子育て、お子さんの発達について
○不登校などのお子さんへの対応について
※テーマに合わせてグループで行います。

その他、さまざまな機関や団体、民間企業などと連携し適切にサポートいたします。

5-6. 滋賀県地域養護推進協議会(滋賀県)の取組

拠点

マザーボードの目的

滋賀県下において、児童期から成人期に移行する中で、制度の壁をはじめ自立を阻む多様な障壁に直面している社会的養護を経験した若者等に対し、福祉、就労、保健医療、教育、司法等の関係者および県民等が協働して生活支援、就労支援、居場所づくり、見守り等を行うことにより、その福祉の向上を図る取組み(地域養護)を推進し、もって一人ひとりの尊厳が大切にされる人間的共感に根ざした共生社会の実現に資することを目的とする。

マザーボードの概要

自立援助ホーム「四つ葉のクローバー」が「平和堂財団」の支援を得て設立した建物で、協議会活動の拠点

職員体制	<ul style="list-style-type: none">● 総括員(非常勤):2名● 相談支援コーディネーター(常勤):2名
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・就労や住居および日常生活に関して、アウトリーチを含めた個別の相談支援を行う。・対象となる若者の居場所づくりを推進する。・3つの会議の実施(全体会議、進捗会議、個別会議)により、支援を進めると共に、課題を整理し政策提言を行う。
施設概要	守山駅から歩いて15分ほどのにぎやかな町中で、「モリーブ(平和堂)」もすぐ近く。NPO法人四つ葉のクローバーが管理している「マザーボード」という建物の1階に事務局の職員4人が机を並べている(常勤は2人)。1階は15人程度が会議できるスペースもあり、地域養護推進協議会関連の少人数の会議を開くこともできる。2階は、ソファやテーブルが置かれ、くつろげる場所で、風通しもよい。四つ葉のクローバーと共催で毎月開いている「若者食堂」も行っている。

5-7. ケアラー応援プロジェクト(東京都板橋区)の取組

拠点

社会的養護経験者(ケアラー)応援プロジェクト

※ふるさと寄附金を活用(令和5年4月3日から募集開始)

- 「児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト」により、進学する児童養護施設卒園者に対して家賃助成を実施してきた。
- 令和4年7月から児童相談所を設置したことを踏まえ、事業を拡大し、経済的支援と相談支援の両輪で社会的養護経験者の自立を支えるため、経済的安定及び人とのつながりを確保し、18歳以降の自立に向けて切れ目ない支援を行う。

事業概要

区内児童養護施設卒園者(区内里親委託解除者)及び区児童相談所で措置し、自立を前提に措置が解除された者を対象に実施

経済的 支 援	(1) 自立時支度金	助成額: 20万円(一時金)
	(2) 家賃補助	助成額: 家賃相当額の2分の1(ただし、月当たり3万円が上限) 助成期間: 東京都の居住費支援利用後2年間 ※東京都などの居住費支援を受けられない場合は、措置解除後最大6年間
	(3) 医療費補助	助成額: 年間上限2万4千円(月額2千円相当) 助成期間: 措置解除後6年間
相 談 支 援	(1) 自立前施設等訪問事業	希望する児童がいる児童養護施設などを訪問し、信頼関係を築く
	(2) 居場所事業	定期的に集まれる居場所を提供
	(3) なんでも相談	メール等で随時相談の受付 経済的支援の申請・報告書類の作成補助



出典: 東京都板橋区HP

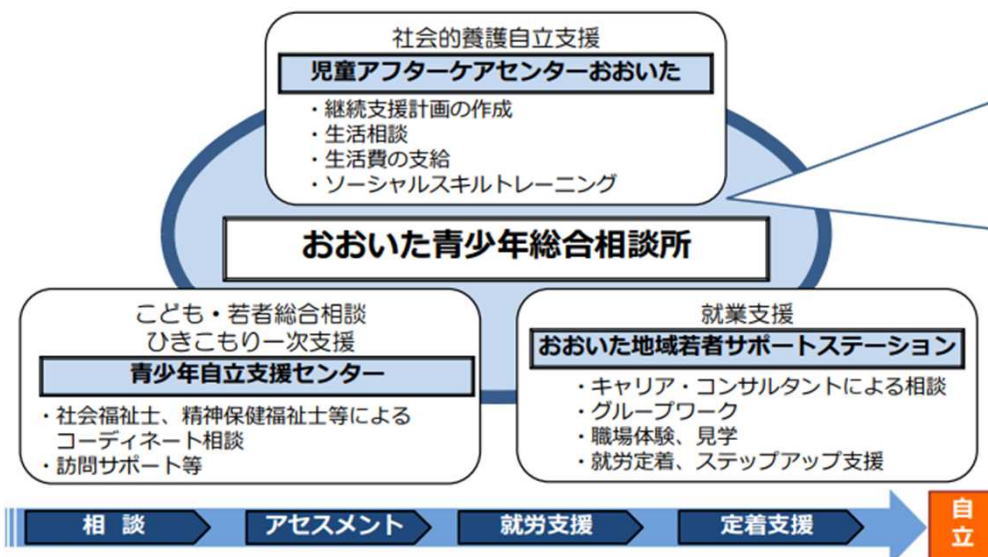
5-8. おおいた青少年総合相談所(大分県)の取組

拠点

おおいた青少年総合相談所

- ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置した。

事業概要



取組事例

- 児童アフターケアセンターが他のセンターと連携をしながら以下の取組を行っている。
- 各センターの専門家のアドバイスを支援に活用している。
 - 社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っている。
 - キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い、就職につないでいる。
 - 就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで、就労を継続している。
 - 退職後も生活面や就労面の相談に応じ、孤立せず、社会復帰に向けた準備を行っている。

5-9.カモミール(広島県)の取組

拠点

退所児童等アフターケア事業「カモミール」

- 児童養護施設を退所した児童等は、地域社会において自立生活を送る際に、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならず、頼れる家族もなく地域から孤立し、生活が破たんする危険が高かった。
- 児童養護施設等を退所した児童等に対し、入所中から退所後を通じて、生活や就業に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援(特定非営利活動法人どおりいむスイッチへ委託)することで、地域社会における社会的自立の促進を図った。

事業概要

退所児童等アフターケア事業所「カモミール」は、社会的養護の下で育った方々が地域で安心して暮らせるためのサポートをする場所です

退所前ケア

- 社会人基礎セミナー（SS1）の実施
社会へ出てから困らないように「仕事の裏方」「お家の管理」「職場での人間関係づくり」「自分でできる心のケア」等の講座を年に数回行っています。
- 進路診断各種体験
進路診断とキャリア・カウンセリングを行った上で、希望に合わせて数回企業で職場体験を行います。希望に合う環境のイメージを育み、退所後の準備を進めます。

退所後ケア

- まずは相談してください
お家の得意 職場での人間関係、制度申請、住居探しや銀行での手続きなど「こんな時どうしたらいいの？」ということがあるのは、まずは相談してください。例えば「○○はどこに通ってるの？」など、ちょっとしたことで大丈夫です。ひとりで悩まないで相談すると、大きな問題になる前に対応することができるとも思えます。
- 居場所（サロン）
よく相談することなくても、カモミールに気軽に足を運んでください。一緒に夕食を作って食べる夕食会も実施しています。外出など外出していることもあるので、電話をしてからお話してください。

ご利用対象の方

児童養護施設等を概に退所した方等であって、県内に居住又は通勤・通学している方。県内の児童養護施設や児童等からの退所を望んだ児童の皆さん。

利用料無料

主な支援内容

- ・ 個別相談
- ・ 居場所（交流の場）の提供
- ・ 情報提供
- ・ 当事者活動の支援

開所日時

火～金曜日 13時～18時
土曜日 13時～20時
日曜日・祝日 不定期
※外出や研修で出ていることもあります。必ず予約をして来所してください。

ご相談の流れ

1. お電話やホームページから来所の予約
2. 面接（詳しい話を聴きます）
3. 登録
4. 相談内容に合わせて情報提供や同行支援などを行います

5-10.クローバーハウス(埼玉県)の取組

拠点

退所児童等アフターケア事業所「クローバーハウス」

○県単独の委託事業として、施設退所者が気軽に立ち寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。

事業概要

- 相談支援: 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応
- 利用時間 点金、土、日(12時~20時)
開所 ※18時から夕食提供
- 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々と退所者との交流の場の提供



クローバーハウスは児童養護施設退所者や
里親出身者などのアフターケア事業です

クローバーハウスはこんなところ!

一般社団法人青少年自助自立支援機構
(コンパスナビ)は2019年度より、埼玉県
福祉部こども安全課より「児童養護施設
退所者等アフターケア事業」を受託し、
「クローバーハウス」を運営しています。

「クローバーハウス」とは、児童養護施設
や里親のもとを巣立った若者たちの居
場所、交流場所、相談場所となるものです。
夕食の提供をはじめ、様々なセミナーや
イベント開催を通して、孤独感や不安を
かかえている若者の心の拠り所になるこ
とを目指しています。

みんなで楽しむ
ボードゲーム
カードゲーム

お誕生日の
人を集めて
バースデーパーティ

金土日18:00~
みんなでごはん!

いろいろなイベントや教室をやるよ!

ネイル
メイク教室

フラワー
アレンジメント

クロット
占い

料理教室

書道教室

お金の使い方
セミナー

ビジネスマナー

裁縫
着付け

※100円、3時~1時
無料のスタンプもあそび

5-11. さが・こんね(佐賀県)の取組

拠点

さが・こんね

○施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していくための、子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。

事業概要

- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。
- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座(就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー)やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト(一人暮らし準備セミナー)など、入所中からの自立支援を実施。

佐賀の里親家庭や児童養護施設に暮らす子どもたちに笑顔を!

Bridge For Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を受託しました。

主な事業内容

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、一人暮らしに必要な知識やスキルをセミナー形式で学びます。
全6回開催(8月スタート)で、1回参加につき5000円相当の生活必需品を、卒業のときにプレゼントします!

キャリア準備講座
早いうちに就労観や職業観を養い、将来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力頂き、実際の仕事の内容ややりがい、どんな人に向いているのかなど直接話をすることができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力頂き、子どもたちが2~5日間の職業体験を行います。
実際に接客や買い出しを体験したり、自分でパンを作ったり、とても楽しい研修です!

主な事業内容

居場所事業「さがこんね」
入所中も退所後も気軽に立ち寄れる居場所。おしゃべりしたり、ご飯を作ったり、みんなが安心して過ごし、何か困った時には相談にのくれる場所です。

出張居場所事業
県内6施設に月に1回訪問しています。中高生から進路や暮らしの相談を受けたり、B4Sのプログラムを案内しています。

その他、継続支援計画の作成、個別支援(就労相談、生活相談)、退所後のマンナー・マンサポートやイベント開催、啓発活動を行っています。

ボランティア活動と参加条件

巣立ちセミナー、キャリア準備講座(集合型セミナー)	事前研修の受講が必要です
自立ナビゲーション(845自主事業)(退所後のマンナー・マンサポート)	「自立サポートスタッフ養成講座(全4回)」の受講が必須です
「さがこんね」居場所サポーター(退所後の伴走、相談支援)	「自立サポートスタッフ養成講座(全4回)」の受講が必須 希望者の方には見学と体験(1日)および振り返り会議の上、サポーター認定をします